

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年10月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係） 1～45（略）</p> <p>46 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所に係る料金のうち同法第29条第1項に規定する特定費用に係る料金</u></p> <p>(1) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>ア <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第17条第1号に規定する者</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>朝食</u> <u>1食につき</u> <u>410円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) <u>昼食</u> <u>1食につき</u> <u>510円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) <u>夕食</u> <u>1食につき</u> <u>510円</u></p> <p>イ <u>障害者総合支援法施行令第17条第2号から第4号までに規定する者</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>朝食</u> <u>1食につき</u> <u>230円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) <u>昼食</u> <u>1食につき</u> <u>280円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) <u>夕食</u> <u>1食につき</u> <u>280円</u></p> <p>(2) <u>光熱水費</u> <u>1日につき</u> <u>320円</u></p> <p>備考（略）</p>	<p>別表（第2条関係） 1～45（略）</p> <p>備考（略）</p>

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。